

みんなの川をみんなで守る。
リバーフレンドシップ

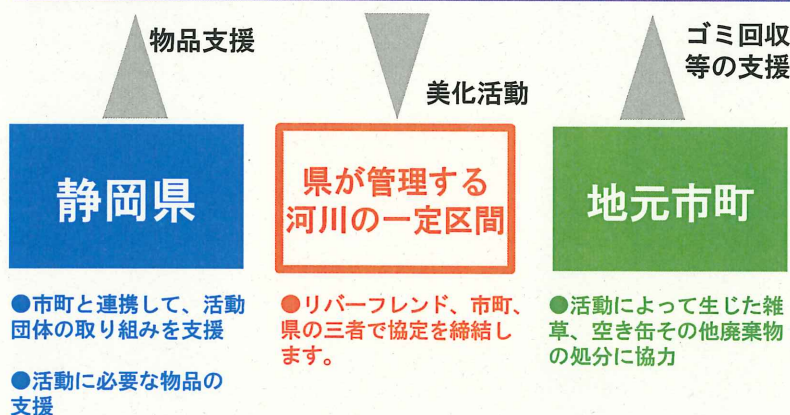
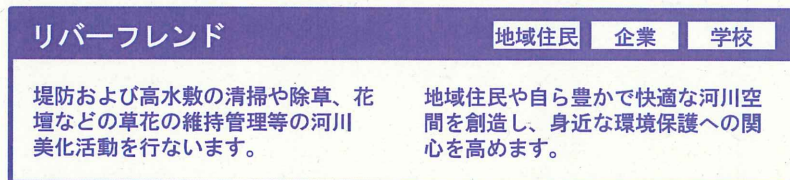
地域の皆さんや学校、企業などが身近な川の良い環境を守るため、清掃や除草などの河川美化活動を協働で行っています。

川を軸として、地域全体がともだちとなるこの取組みを「リバーフレンドシップ（がわのともだち）」と名づけ、その活動の和は県内各地に広がっています。

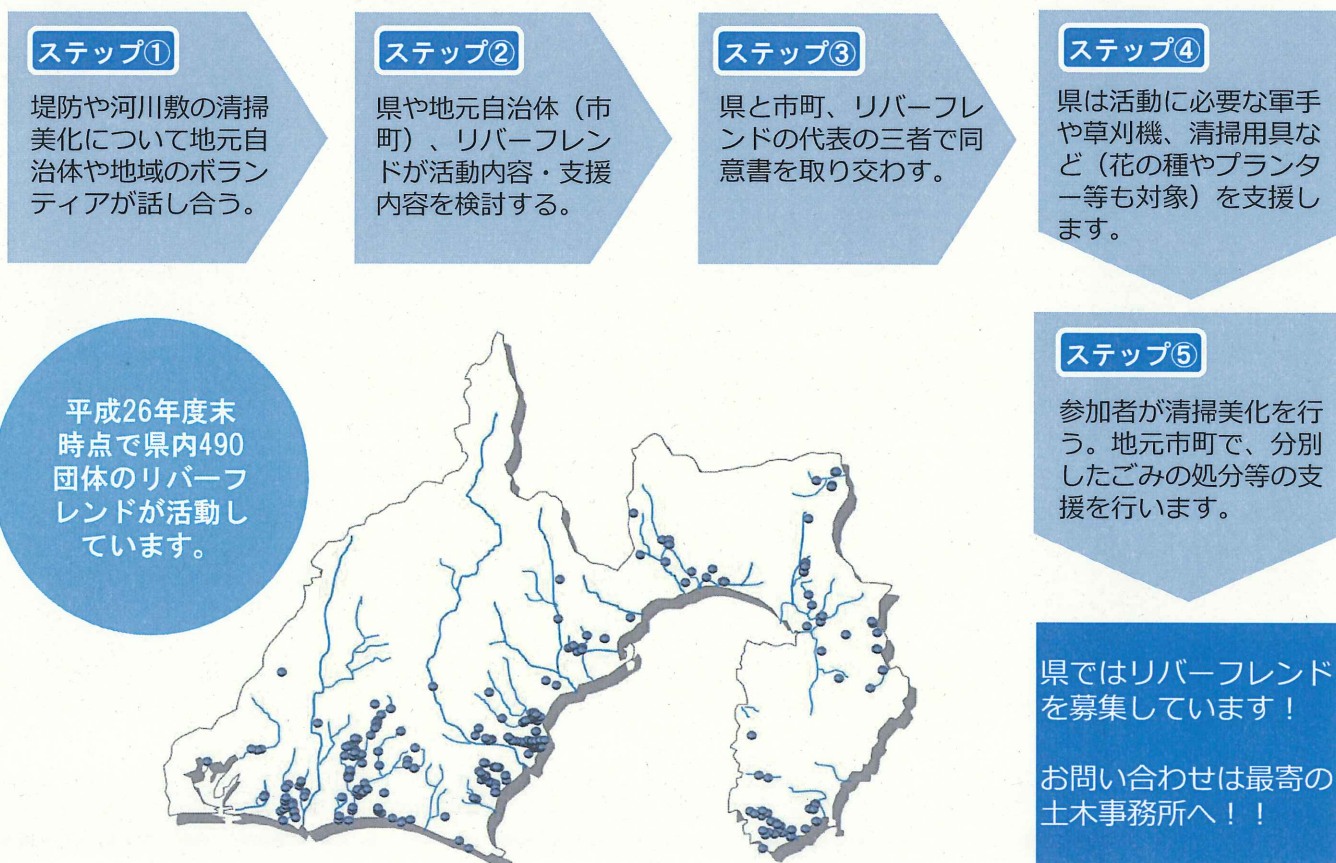
リバーフレンドシップは みんなの川をみんなで守っていく 河川美化活動制度です。

リバーフレンドシップとは？

リバーフレンドシップとは、
地域の方々と行政による協働事業です。
地域の方々、利用者等が
リバーフレンド（川のともだち）となり、
川の清掃や除草等の河川美化活動を行ない、
地域全体で身近な河川環境への
関心を高めることを目的としています。
行政としても、県と市町が連携して
活動団体の取組を支援します。



リバーフレンドになるためには？





富国有徳の理想郷—しずおか



ふじのくに
Shizuoka Prefecture

制度に関するお問合せ先

静岡県交通基盤部
河川砂防局河川企画課

Tel : 054-221-3038
Fax : 054-221-3380

リバーフレンドシップ Q&A

リバーフレンドシップ制度の対象は？

リバーフレンドシップ制度では、河川愛護活動をしている団体等に清掃活動等に必要な物品の貸出を行っています。現在、地域で活動している団体や今後活動を始めようとしている団体等が支援の対象となります。

アダプト制度との違いは？

アダプト制度では、管理者が区間を定めて活動団体を公募する形をとっています。リバーフレンドシップ制度では、現在活動を行っている箇所や、今後活動を行いたい箇所を対象としています。

物品支援の内容は？

清掃活動に必要な物品の支援を行っています。スコップ、鎌、草刈り機などの機材※1や、軍手、縄などの消耗品および燃料※2、その他、花の種やプランターなど、本制度の趣旨に合うものならば対象になります。
 (※1 機材は貸与での支援となります。)
 (※2 消耗品や燃料等は継続的な支給支援が可能です。)

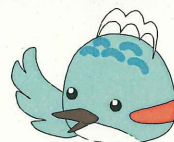
保険について教えて！

リバーフレンドの活動は、リバーフレンド自身の判断と責任で行うこととしますが、希望する場合には、県の負担で活動中の事故に対する傷害保険・賠償責任保険に加入することが出来ます。

個人でもリバーフレンドになれる？

もしも事故があった場合に一人では対応が困難であることから、個人との締結は出来ません。当制度に賛同して頂ける御友人とお誘いあわせの上、御参加ください。

その他、何か気になることがございましたら
お気軽に最寄の土木事務所へお問い合わせください！



お
問
い
合
わ
せ

下田土木事務所 (Tel:0558-24-2113)

西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、下田市、南伊豆町

熱海土木事務所 (Tel:0557-82-9156)

熱海市、伊東市

富士土木事務所 (Tel:0545-65-2227)

富士宮市、富士市

沼津土木事務所 (Tel:055-920-2120)

小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、沼津市、清水町、三島市、函南町、伊豆の国市、伊豆市

静岡土木事務所 (Tel:054-286-9323)

静岡市

島田土木事務所 (Tel:0547-37-5272)

川根本町、島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、吉田町

袋井土木事務所 (Tel:0538-42-3216)

森町、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市

浜松土木事務所 (Tel:053-458-7265)

浜松市、湖西市